

令和5年度 第1回 佐久市少年センター運営協議会次第

日 時 令和5年5月10日(水)
午後1時30分～午後3時
会 場 佐久市役所南棟 大会議室

委嘱書交付

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 役員選出
- 5 会長あいさつ
- 6 会議事項
 - (1) 少年センターについて
 - (2) 令和4年度事業報告について
 - (3) 令和5年度事業計画(案)について
 - (4) その他
- 7 閉 会

資料



令和5年度

青少年対策事業の概要

伸びよう

伸ばそう

青少年



佐久市教育委員会

佐久市少年センター

目 次

・ 佐久市少年センター概要	1
---------------------	---

【育成関係】

・ 令和4年度 青少年健全育成事業報告	4
・ 令和5年度 青少年健全育成事業計画（案）	10
・ 佐久市少年センター育成推進員の主な年間業務について	12

【補導関係】

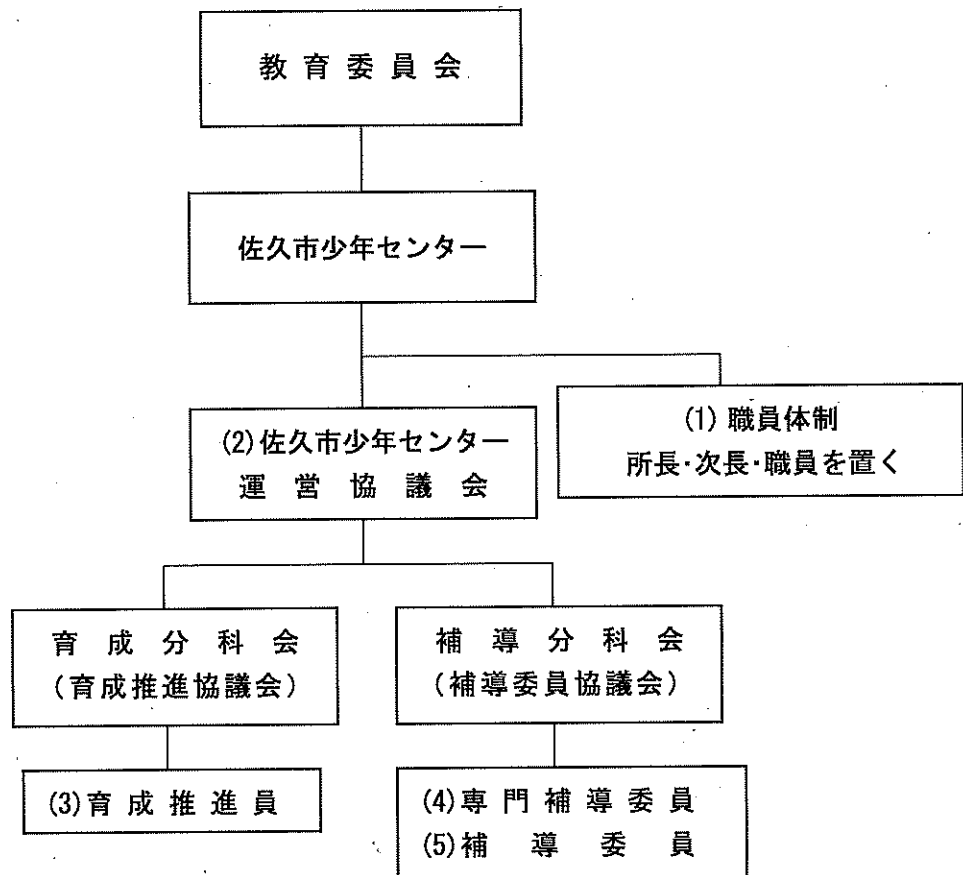
・ 令和4年度 青少年補導活動事業報告	14
・ 令和5年度 青少年補導活動事業計画（案）	17

《関係資料》

・ 青少年健全育成都市宣言	20
・ 佐久市少年センター条例	21
・ 佐久市少年センター条例施行規則	23
・ 佐久市少年センター育成推進協議会規約	24
・ 佐久市少年センター補導委員協議会規約	26
・ 佐久市有害図書類等の規制に関する条例	27
・ 佐久市有害図書類等の規制に関する条例施行規則	31

令和5年度 佐久市少年センター 概要

1 組織図



※カッコ内の数字で記している名称等の詳細については、以下「2 組織」で説明しています。

2 組織

(1) 職員体制

所長1名 次長1名 係長1名 係2名

(2) 運営協議会委員 (18名)

少年センターの活動の公正かつ適正な運営を図るため、青少年育成補導関係機関、関係団体等の代表者及び識見を有するもので組織する。

(3) 育成推進員 (242名)

職務内容は、地域の特性を活かした青少年健全育成事業を担い、青少年健全育成会や、地区子ども会等の活動を推進するとともに、育成会の組織づくりをする。

(4) 専門補導委員 (3名)

職務内容は、青少年補導及び育成に関すること、電話相談等を行う。

(5) 補導委員 (89名)

職務内容は、市内各地区や小中高等学校から選出された補導委員が、少年センターの補導計画に基づき、市内の駅周辺や大型店、ゲームセンター等を中心に巡回し、問題行動の青少年の発見や指導にあたり、「愛のひと声」運動を行う。

青少年健全育成活動

主な推進団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市少年センター育成推進員（242名） ・地区育成会 ・PTA ・子ども会 ・地域 	
推進項目	主な活動内容	
1 明るい家庭づくり	佐久市青少年健全育成市民集会開催 「家庭の日」の啓発活動	
2 心豊かなたくましい青少年づくり	佐久市ジュニアリーダー研修事業 銀河連邦子ども留学交流事業	
3 健全な社会環境づくり	環境浄化活動 メディアリテラシーの向上 青少年の社会参加活動 地区育成活動	

青少年補導活動

主な推進団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市少年センター補導委員（89名）・専門補導委員（3名） ・学校 ・PTA ・警察 ・地域 	
実施項目	主な活動内容	
1 街頭補導活動	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週5回（月・火・水・木・金）街頭補導活動を実施 ・小学校・中学校・高等学校への学校訪問を計画的に実施 ・学校職員・PTA（保護者）との合同街頭補導の実施 	
2 少年相談活動	<p>専門補導委員は、少年が抱く悩みや家庭・地域が抱えている青少年に関する問題の相談に応じ、注意・助言を行う。ケースによっては、より専門的な関係機関に引き継ぎ、問題の解決を図る。</p>	
3 環境浄化活動	<ul style="list-style-type: none"> ・アダルトビデオや有害図書類等を収納した自動販売機を設置させない運動の推進 ・有害環境チェック活動の実施 ・地下道や橋梁等の落書消し、清掃活動等の実施 	
4 啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・少年センターだよりを公民館報・ホームページに掲載 ・青少年健全育成のぼり旗の設置（7・11・2月の強調月間）と街頭啓発の実施 ・メディアの危険性についてや補導活動等のパネル展示 ・薬物乱用防止展示を活用し、薬物の恐さの啓発 	

育 成 関 係

明るい家庭づくり

1 佐久市青少年健全育成市民集会

目的：未来を担う青少年が心豊かにたくましく成長することを願い、市民総ぐるみで青少年の健全育成について考える集会。

日時：令和4年11月23日（水・祝）午後1時～午後4時

場所：佐久市市民創練センター 参加者91人（事前申込制定員120名）

・講演会

講師：落語家 三遊亭 究斗 氏

演題：「ピンチをチャンスに変えるキュートな生き方」



・中学生意見発表：市内中学生8名

浅間中学校	(1学年)	茂木 優心 さん	「陸上のたのしさやおもしろさ」
野沢中学校	(3学年)	伊坂 美桜 さん	「一つのアクセサリ」
中込中学校	(3学年)	小須田 成泉 さん	「僕の思う平和」
東 中学校	(3学年)	中島 愛華 さん	「誹謗中傷を減らすには」
白田中学校	(3学年)	小林 笑瑠 さん	「ウィッグで笑顔に」
浅科中学校	(3学年)	小野澤 健太 さん	「知ることからはじめる」
望月中学校	(3学年)	依田 帆花 さん	「震災学習から学んだこと」
佐久長聖中学校	(3学年)	野原 宙依 さん	「自分にとってのライバルとは」



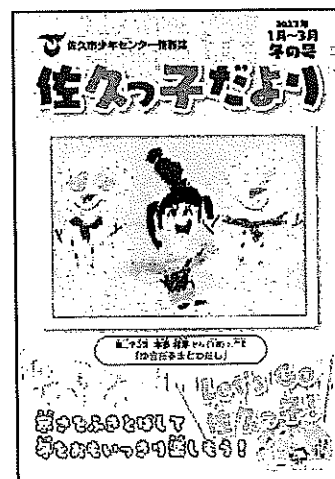
・特別企画：長野県警察 薬物乱用防止啓発パネルの展示コーナー



2 毎月第3日曜日「家庭の日」啓発活動

親子の絆やふれあいを深め、温もりある家庭づくりを推進するため、公民館報の「少年センターだより」及び情報誌「佐久っ子だより」等の中での普及啓発に努めた。

・佐久っ子だより（春・夏・秋・冬号）



心豊かなたくましい青少年づくり

1 佐久市ジュニアリーダー研修

目的：子どもたちの生活体験・自然体験や、社会体験の不足が指摘されているため、多彩な体験ができる機会を提供し、「自分で考え行動する力」を持った人間性豊かな子どもの育成を目指す。また、市内小学校からの参加者等との交流により、広範囲な友達づくりと子ども会等のリーダーとしての技能と態度を身につける。

実施期間：令和4年6月4日（土）～令和5年1月21日（土）計15回開催

会場：佐久市市民創練センターほか

研修生：市内11小学校5・6年生 午前の部12名・午後の部11名 合計23名

※学生ボランティアスタッフ（中学生・高校生・大学生）17名

研修内容

回	月日（曜日）	内 容	研修構成
1	6月 4日（土）	・出会いの会	二部制
2	6月18日（土）	・始業式 ・子どもまつりの分担と練習	合同研修
3	7月 3日（日）	・子どもまつりの運営（ブースでの運営）	二部制
4	7月24日（日）	・郷土学習研修	二部制
5	8月 6日（土）	・自然体験（1回目）カヌー体験・自然観察	合同研修
6	8月20日（土）	・環境調べ研修（河川の水質検査）	二部制
7	9月10日（土）	・SDGs研修	二部制
8	9月24日（土）	・新聞読み取り研修	二部制
9	10月 8日（土）	・避難所開設体験研修	二部制
10	10月22日（土）	・企業見学（林業）	二部制
11	11月12日（土）	・自然体験（2回目）アスレチック・秋の自然観察	合同研修
12	11月20日（日）	・手話研修	二部制
13	12月11日（日）	・ニュースポーツ体験研修	二部制
14	1月14日（土）	・撮影体験研修（撮影・アルバム作成）	二部制
15	1月21日（土）	・修了式の練習 ・修了式	合同研修

2 銀河連邦子ども留学交流事業

目的：銀河連邦共和国の代表児童が一堂に会し、教育文化交流・体験交流を通して共和国の子どもたちが手をつなぎ、友情の輪を広げると共に各共和国への理解を深めることを目的とする。

場所：タイキ共和国（北海道大樹町） 対象者：市内小学5年生

予定日：令和4年8月3日（水）～8月5日（金）

→新型コロナウイルス感染症の影響により中止

健全な社会環境づくり

1 環境浄化活動

長野県青少年サポーター・育成推進協議会理事・補導委員協議会理事・ジュニアリーダー研修生並びに学生ボランティアスタッフによるゴミ拾い等の清掃活動。

実施日：令和4年10月1日（土）



2 青少年の社会参加活動の促進

(1) 佐久市子どもまつり

目的：ものづくりを通して、親子の絆を深めるとともに、指導者と子ども達との世代間交流を図る。

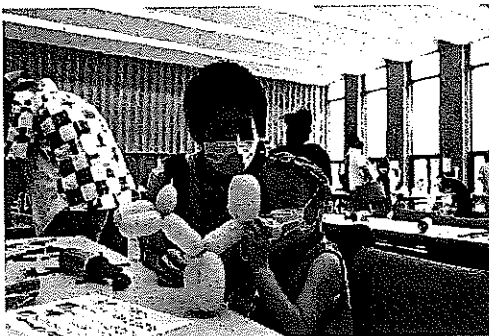
日時：令和4年7月3日（日）午前10時～午後3時

会場：佐久市市民創練センター 全館

概要：ものづくりを通して、親子の絆を深めるとともに、指導者と子ども達との世代間交流を図る。11のブースを設置し、おもちゃ作り等を実施した。

育成推進協議会理事・補導委員協議会理事のほか、ジュニアリーダー研修生及び学生ボランティアスタッフも運営に携わった。

参加者：184名（事前申込制定員200名）



バルーンアートづくり



割りばし鉄砲の射的



封筒で作った魚釣り



木っ端でキーホルダーをつくろう

(2) 「信州あいさつ運動」(資料No.2 1～2P)

目 的：家庭や地域手でお互いにあいさつをすることで、みんながつながり地域を元気にして、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する。

実施内容：7・11月に、「信州あいさつ運動」を周知する啓発用ポケットティッシュを、市内公共施設等の窓口に設置し、配布した。また、毎月11日は「信州あいさつの日」とされているため、公民館報掲載の「少年センターだより」や情報誌「佐久っ子だより」等の中で普及啓発に努めた。

3. 佐久市少年センター育成推進員の活動

(1) 育成推進員の活動

地域の特性を活かした青少年健全育成事業を担い、青少年健全育成会や地区子ども会とともに文化活動、スポーツ活動、郷土の伝承文化を継承する活動、奉仕活動やレクリエーション活動等の体験活動を推進した。

実施日	曜日	内 容	実施場所
4月19日	火	第1回 理事会 (令和3年度事業報告・決算報告および令和4年度事業計画・予算案について)	書面開催
5月10日	火	佐久市少年センター育成推進協議会 総会 (令和3年度事業報告・決算報告および令和4年度事業計画・予算案について)	書面開催
7月4日	月	地区青少年健全育成事業計画書及び予算書提出 育成推進協議会 地域体験活動補助金申請	各育成会より申請 受付
7月25日	月	第2回 理事会 (育成推進協議会地区交付金、地域体験活動補助金の承認について)	南棟3階大会議室
9月12日	月	育成推進協議会地区交付金交付 (26地区)	
3月7日	火	第3回 理事会 (令和4年度事業報告および令和5年度事業計画について)	市民創錬センター 大会議室

(2) 各地区での青少年健全育成事業

市内地区育成会、支部PTA、育成推進員による青少年健全育成活動
(「令和4年度地区青少年健全育成事業実績報告書」に基づき集計)

- ・ 文化的活動・・・・・・・・・・ 892件
(支部児童会、講演会、交通安全教室、書道教室、文化祭等)
- ・ レクリエーション・・・・・・・・ 123件
(お楽しみ会、歓送迎会、親子レクリエーション等)
- ・ スポーツ活動・・・・・・・・ 1,099件
(球技大会、球技教室、地区運動会、ラジオ体操等)
- ・ 郷土伝統・文化継承行事・・・・・・・・ 106件
(祇園祭、どんど焼き、獅子舞、道祖神、しめ縄、郷土芸能等)
- ・ 奉仕活動・・・・・・・・ 170件
(美化清掃活動、敬老会参加、資源回収、防犯活動、花壇づくり等)

令和5年度 青少年健全育成事業計画（案）

次代を担う青少年の生きる力を育み、意欲と思いやりのある心を身につけ、心身ともに健やかでたくましく育つよう「明るい家庭づくり」「心豊かなたくましい青少年づくり」「健全な社会環境づくり」を基本とし、広く市民の理解と協力を得ながら、家庭・学校・地域・関係諸団体が連携して、地域に根ざした活動の展開を図る。

※新型コロナウイルスの感染状況により、日時や内容が変更・中止となる場合があります。

明るい家庭づくり

家庭は、青少年が基本的な生活習慣や社会マナーを身につけ、豊かな情操を育み、健康な体をつくるなど、人間形成の基礎を培う重要な役割と責任を担っている。

しかし、今日の家庭は、親子関係の希薄化、教育力の低下、児童虐待など様々な問題が指摘されている。このため、市民集会や広報誌等を通じて、市民総ぐるみで青少年健全育成について考える場をつくり、家庭での会話やふれあい等による親子の信頼を高めるため、意識の向上を図る。

1 佐久市青少年健全育成市民集会（予定）

日 時 令和5年11月23日（木・祝）

場 所 佐久市市民創錬センター

内 容 講演：講師 未定

中学生による意見発表予定

特別展示企画：長野県警察本部 薬物乱用防止広報車による啓発予定

2 「家庭の日」（毎月第3日曜日）啓発活動

親子の絆やふれあいを深め、温もりある家庭づくりを推進するため、佐久市ホームページの「少年センターだより」及び情報誌「佐久っ子だより」等の中での普及啓発に努める。

3 長野県青少年健全育成県民大会

日 時 令和5年12月16日（土）

場 所 佐久市コスモホール

内 容 青少年健全育成表彰（長野県知事表彰、長野県将来世代応援県民会議会長表彰）

アトラクション、作品発表、取組事例発表、講演（講師 未定）

心豊かなたくましい青少年づくり

子どもたちに様々な生活体験や活動体験の機会を提供することにより、豊かな感性や社会性、自主性、創造性を培い、社会変化の著しい時代にふさわしい、地域のリーダーを育成する。

1 佐久市ジュニアリーダー研修

期 間：令和5年6月11日（日）～令和6年1月27日（土）まで15回程度（予定）

募集定員：30名程度

2 銀河連邦子ども留学交流

日 時：令和5年8月8～10日の三日間（予定）

場 所：タイキ共和国（北海道大樹町）

募集定員：4名

健全な社会環境づくり

1 環境浄化活動

(1) 美化活動の実施

長野県青少年サポーター・育成推進協議会理事・補導委員協議会理事・ジュニアリーダー研修生によるゴミ拾い等の美化活動の実施。

2 青少年の社会参加活動

青少年が地域社会の一員として誇りと責任を自覚するとともに地域の連帯感を醸成し、社会活動への積極的な参加を促す。

(1) 佐久市子どもまつり

目的：ものづくりを通して、親子の絆を深めるとともに指導者と子どもたちとの世代間交流を図る。

日時：令和5年7月16日（日）

場所：市民創練センター

複数のブース（予定）を設置し、おもちゃ作り等の体験機会を設ける。

(2) 信州あいさつ運動

目的：家庭や地域でお互いにあいさつをすることで、みんながつながり地域を元気にして、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する。

内容：7・11・2月に、JR岩村田駅やイオンモール佐久平店にて啓発活動を実施予定。
また、毎月11日は、「信州あいさつの日」とされているため、佐久市ホームページの「佐久市少年センターだより」や情報誌「佐久っ子だより」等の中で普及啓発に努める。

3 育成推進員の活動

地域の特性を活かした青少年健全育成事業を担い、青少年健全育成会や地区子ども会とともに文化活動、スポーツ活動、郷土の伝承文化を継承する活動、奉仕活動やレクリエーション活動等の体験活動を推進する。

令和5年度 主な年間事業について（予定）

月 日	行 事 ・ 諸 会 合	摘 要
4月中旬	・第1回理事会	
5月～	・2023年度全国子ども会安全会 加入申込	
5月14日（日）	・育成推進協議会総会	
5月下旬	・令和5年長野県子ども会連絡協議会総会	
6月上旬	・第2回理事会	
7月	・青少年の非行問題に取り組む全国強調月間 ・有害環境浄化活動強化月間	
10月上旬	・環境浄化活動作業（理事）	
11月	・子ども・若者育成支援強調月間	
11月23日（木・祝）	・佐久市青少年健全育成市民集会	市民創練センター
12月16日（日）	・長野県青少年健全育成県民大会	コスモホール
3月上旬	・第3回理事会	

佐久市少年センター育成推進員の主な年間業務について（予定）

1 年間業務表

月	時期	内 容	主な業務	備考
5月	上旬～	全国子ども会安全会入会事務	1人年間150円の掛金による保険の加入取りまとめと加入書類の提出 (希望区のみ)	
	14日	育成推進協議会総会 (事業計画案・予算案について)	総会への出席	
6月	中旬	地区青少年育成事業計画書 ・予算書の提出	地区青少年育成事業計画書 ・予算書の作成及び提出	
		地域体験活動補助金交付申請書提出	地域体験活動補助金の交付申請	
8月	上旬	育成推進協議会活動費交付金の交付	各地区へ交付金交付 (計画書を提出した地区のみ交付)	地区理事を通して交付します
11月	23日	佐久市青少年健全育成市民集会 (意見発表・講演会等)	集会への参加	
12月	16日	長野県青少年健全育成県民集会	集会への参加	
12月 ～3月		地域体験活動補助金実績報告 及び請求	実績報告書及び請求書の提出	
3月	上旬	地区青少年育成事業報告書の提出	育成事業年間報告書の作成・提出	
	上旬	地区青少年育成事業決算書の提出	育成事業決算書の作成・提出	

2 主な業務についての説明

(1) 育成推進協議会理事について

育成推進協議会では「佐久市少年センター育成推進協議会規約」に基づき、下記の26地区からなる「地区協議会」が設置されています。

また、この地区協議会より、1名が『理事』として選出されます。

理事は、地区協議会の開催、育成推進協議会理事会への出席、育成推進協議会活動費交付金等の交付作業、諸会議への出席などしていただきます。

【佐久市少年センター育成推進協議会 地区協議会】

- ・岩村田地区 ・小田井地区 ・平根地区 ・中佐都地区 ・高瀬地区 ・野沢地区
- ・桜井地区 ・岸野地区 ・前山地区 ・大沢地区 ・中込地区 ・平賀地区
- ・内山地区 ・三井地区 ・志賀地区 ・田口地区 ・青沼地区 ・臼田地区
- ・切原地区 ・中津地区 ・甲地区 ・南御牧地区 ・本牧地区 ・布施地区
- ・春日地区 ・協和地区

補 導 関 係

令和4年度 青少年補導活動事業報告

街頭補導活動

1 街頭補導実施状況及び補導内容

- (1) 街頭補導実施回数 (4月～3月) 181回
- (2) 従事補導委員数 (4月～3月) 延べ569人
- (3) 補導した少年数 (4月～3月) 0人

	小学生	中学生	高校生	有職者 無職者	合計	前年度
怠学						
飲酒						
喫煙						1 (有職者)
不良交遊						
盛り場徘徊						
不健全娯楽						
夜遊び						
その他						
合計						1

(4) 補導活動時の「声かけ」人数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
333	218	202	94	154	106	266	132	184	147	184	354	2,374

(前年) 252 201 298 145 77 30 325 193 297 147 93 87 2,145

2 市内9小学校、全8中学校・4高等学校への学校訪問を実施し情報交換を実施

補導委員からは日頃の補導活動を通して気が付いた子ども達の様子等を、学校からは学校内での子ども達の様子等を伝え合い、相互の情報交換を実施した。

3 学校職員・PTAとの合同街頭補導を実施 (10月)

4 巡回中の注意点・問題事項及び特異事項等の把握

件数 (4月～1月) 5件

- ・公園内の施設の破損の発見

(バスケットボールエリア内のバックボードの破損、公衆トイレのドアの破損、ベンチの破損)

- ・商店街の歩道上に放置されている自転車の発見

- ・神社境内の転倒の虞ある石灯籠の発見

※いずれも関係機関や施設の管理団体等へ連絡し、対応を依頼した。

環境浄化活動

- 1 アダルトビデオや有害図書類等の自動販売機を設置させない取組みを実施
 - (1) 区長会で「佐久市有害図書類等の規制に関する条例のしおり」を配布し、地区に有害自動販売機を設置させない（土地を提供しない）よう協力を依頼した。（5月）
 - (2) 「有害自動販売機 NO（ノー）運動」の協力依頼を広報に掲載する。（3月）
- 2 有害環境チェック活動の実施（通年実施） 実施件数：337件（4月～3月）

市内の店舗を訪問し、県指定のチェック項目を基に実施。青少年の健全育成にとって有害と思われる出版物・ビデオ・玩具等の有無、それらがある場合には青少年への配慮に努めているか、また未成年者の飲酒・喫煙が出来ないよう努めているか等のチェックを実施した。

「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）」「子ども・若者育成支援強調月間（11月）」
「有害環境浄化活動強化月間（7・11・2月）」には特に重点的に実施する。

特に、青少年に刺激の強い図書類等を取扱う市内の店舗に、青少年健全育成協力店の依頼を行う。
- 3 公共施設の器物損壊等の対処
街頭補導で器物損壊等を発見した際は、施設の管理者へ連絡し、対応を依頼した。

啓発活動

- 1 公民館報・佐久市ホームページに「少年センターだより」を掲載（年4回）

青少年健全育成活動を中心に、実施事業の開催報告や育成事業について掲載した。
- 2 青少年健全育成のぼり旗の設置と街頭啓発活動の実施
 - (1) 7・11月の強調月間に市役所玄関前にのぼり旗を設置した。
 - (2) 強調月間にあわせて、市内の駅で啓発用ポケットティッシュ（子ども・若者向け相談窓口の紹介等）及びリーフレットを配布した。
- 3 「信州あいさつ運動」の実施
強調月間にあわせて、「信州あいさつ運動」を周知する啓発用ポケットティッシュを、駅で配布した。
- 4 メディアの危険性についてのDVDの上映
7月3日（日）に開催した子どもまつりで、DVD「スマホの落とし穴～親子、地域で考えよう～」を上映した。
- 5 長野県警察 薬物乱用防止啓発用パネルの展示による薬物の恐さの啓発
11月23日（水）に開催した佐久市青少年健全育成市民集会で、長野県警察による薬物乱用防止啓発パネルの展示コーナーを設置した。

活動経過報告

実施日	曜日	事業内容	実施場所
4月15日	金	第1回 理事会 ※書面開催	
5月16日	月	令和4年度佐久市少年センター補導委員協議会 総会	市民創錬センター
5月27日	金	県補導センター・同補導委員会両協議会合同理事会	オンライン
6月9日	木	県補導センター・同補導委員会両協議会合同理事会 (会長出席) ※中止	千曲市
6月10日	金	第2回 理事会	市役所南棟
7月2日	土	中込七夕まつり特別巡回 (夜間補導) ※中止	中込地区
7月3日	日	佐久市子どもまつり	市民創錬センター
7月7日	木	第47回長野県青少年補導活動推進大会 合同研修会 (会長)	オンライン
7月9日	土	岩村田祇園祭特別巡回 (夜間補導) ※中止	岩村田地区
7月23日	土	野沢祇園祭特別巡回 (夜間補導) ※中止	野沢地区
8月6日	土	白田よいよやさ特別巡回 (夜間補導) ※中止	白田地区
8月14日	日	浅科どんどん祭り特別巡回 (夜間補導) ※中止	浅科地区
8月15日	月	望月榊祭り特別巡回 (夜間補導) ※中止	望月地区
8月25日	木	第49回青少年補導センター東信4市連絡会会議 (会長・副会長)	市役所南棟 オンライン
8月22日	月	県補導委員会会長・事務局担当者合同会議 (会長)	オンライン
9月8日	木	第3回 理事会	市役所南棟
10月1日	土	環境浄化活動 (ゴミ拾い)	千曲川河川敷
10月21日	金	青少年補導委員会会長・青少年補導センター所長等合同研修 (会長)	オンライン
11月23日	水	佐久市青少年健全育成市民集会	市民創錬センター
12月15日	木	研修会	市民創錬センター
1月19日	木	第4回 理事会	市役所南棟
2月中旬		県補導委員会・同補導センター両協議会合同理事会 (会長)	茅野市
3月16日	木	第5回 理事会	市役所南棟

令和5年度 青少年補導活動事業計画（案）

街頭補導活動

青少年が集まりやすい場所を重点的に巡回して、不良行為少年などを早期に発見し、適切な注意や声かけをすることにより、少年の非行化を未然に防止し、健やかな成長を支援していく。

- 1 毎週5回（月・火・水・木・金）街頭補導活動を実施
青少年への「声かけ」や「対話」を積極的に行い、子どもたちと関わりをもつ。
休日や夜間等も状況に応じて実施。
- 2 小学校・中学校・高等学校への学校訪問を計画的に実施
市内7小学校（平根・高瀬・岸野・城山・臼田・浅科・望月）・全8中学校・市内4高等学校（野沢北・野沢南・望月サテライト・佐久長聖）を予定。
- 3 学校職員・PTA（保護者）との合同街頭補導の実施
10月に実施予定。
- 4 巡回中の注意点・問題事項及び特異事項等の把握

環境浄化活動

平成18年10月1日の「佐久市有害図書類等の規制に関する条例」の施行と、地域の皆さんの「有害自動販売機を置かせない運動」により、市内の有害自動販売機は平成19年2月25日全てが撤去された。今後も、有害な図書類等を収納した自動販売機を設置させない運動を進める。また、有害雑誌やアダルトビデオは、精神的に未発達な青少年に強い性的刺激を与えたり、暴力的、残虐的風潮を助長したりすることも考えられる。このことから、好ましくない社会環境から青少年を守るため、有害環境の監視的役割として有害環境チェック活動等を行う。

- 1 アダルトビデオや有害図書類等を収納した自動販売機を設置させない運動の推進
- 2 有害環境チェック活動の実施
「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）」「子ども・若者育成支援強調月間（11月）」
「有害環境浄化活動強化月間（7・11・2月）」には特に重点的に実施する。
特に、青少年に刺激の強い図書類等を取扱う市内の店舗に、青少年健全育成協力店の依頼を行う。
- 3 清掃活動（ゴミ拾い）等の実施

啓発活動

日々変化する子どもたちを取り巻く環境を速やかに把握し、関係機関と連携を図りながら青少年のためのよりよい社会環境づくりを推進する。

また、市民が青少年健全育成に理解と認識を深めるよう広報等で啓発する。

- 1 青少年健全育成のぼり旗の設置（7・11・2月の強調月間）と街頭啓発の実施
- 2 メディアの危険性についてのDVDの上映や啓発用パネルの展示
- 3 長野県警薬物乱用防止広報車やパネルを活用し、薬物の恐さの啓発
- 4 「信州あいさつ運動」の実施
家庭や地域でお互いにあいさつをすることで、みんながつながり地域を元気にして、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する運動。

令和5年度 活動計画（案）

7月 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「有害環境浄化活動強化月間」
 11月 「子ども・若者育成支援強調月間」「有害環境浄化活動強化月間」
 2月 「有害環境浄化活動強化月間」

実施日	曜日	事業内容	実施場所
4月13日	木	研修会、第1回 理事会	市民創練センター
5月19日	金	令和5年度佐久市少年センター補導委員協議会 総会	市民創練センター
5月26日	金	県補導センター・同補導委員会両協議会合同理事会・研修会（会長出席）	駒ヶ根市
6月8日	木	県補導センター・同補導委員会両協議会合同理事会（会長出席）	駒ヶ根市
6月16日	金	第2回 理事会	市役所南棟
7月5日	水	第48回長野県青少年補導活動推進大会	駒ヶ根市
7月8日 予定	土	中込七夕まつり特別巡回（夜間補導）	中込地区
7月15日 予定	土	岩村田祇園祭特別巡回（夜間補導）	岩村田地区
7月16日	日	佐久市子どもまつり	市民創練センター
7月22日 予定	土	野沢祇園祭特別巡回（夜間補導）	野沢地区
8月5日	土	白田よいよやさ特別巡回（夜間補導）	白田地区
8月14日	月	浅科どんどん祭り特別巡回（夜間補導）	浅科地区
8月15日	火	望月榊祭り特別巡回（夜間補導）	望月地区
8月		第50回青少年補導センター東信4市連絡会会議（会長・副会長）	小諸市
8月下旬		県補導委員会会長・事務局担当者合同会議（会長出席）	伊那市
9月15日	金	第3回 理事会	市役所南棟
10月7日	土	環境浄化活動（清掃・ゴミ拾い等）	市内
10月下旬		青少年補導委員会会長・青少年補導センター所長等合同研修（会長）	伊那市
11月23日	木	佐久市青少年健全育成市民集会	市民創練センター
11月または 12月		視察研修	未定
12月中旬		長野県青少年健全育成県民大会	未定
1月19日	金	第4回 理事会	市役所南棟
2月中旬		県補導委員会・同補導センター両協議会合同理事会（会長出席）	伊那市
3月8日	金	第5回 理事会	市役所南棟

通年：学校訪問（市内7小学校・全8中学校・市内4高等学校を予定）

10月：学校、PTA、センター合同街頭補導

關 係 資 料

「青少年健全育成都市宣言」

次代の日本を担い、明日の佐久市を大きく発展させる者は、青少年であります。

かけがえのない青少年が、豊かな自然環境の中で、心身ともに健やかに育ち、確かな知性と豊かな情操を培い、たくましく生きていく力を貯え、広く社会の発展に役立つ人に成長することは、全市民共通の願いであります。

そのためには、家庭・学校・地域社会・青少年関係団体等は、相互の協調と連携の輪を広げて、市民総ぐるみで青少年健全育成に取り組みます。

また、青少年自身も、社会の期待とその一員としての生き方を自覚し、生きがいをもって、明日の佐久市の大きな発展に向かって努力します。

未来を創造する青少年と、それを支える全市民の願いにより、叡智と情熱で結ばれた理想の郷土佐久市を目指し、ここに、佐久市を「青少年健全育成都市」とすることを宣言します。

平成18年3月23日

佐久市議会議決

(設置)

第1条 青少年の健全な育成及び非行化の防止を図るため、少年センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市少年センター	佐久市中込3056番地

(業務)

第3条 センターは、青少年育成補導関係機関、関係団体及び民間有志者の協力を得て、次の業務を行う。

- (1) 青少年の育成及び補導に関すること。
- (2) 青少年の育成及び補導についての調査、研究及び資料収集に関すること。
- (3) 青少年の育成及び補導についての広報に関すること。

(運営協議会)

第4条 センターの活動の公正かつ適正な運営を図るため、佐久市少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員25人以内で組織し、委員は、青少年育成補導関係機関、関係団体等の代表者及び識見を有する者のうちから佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。
- 3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(分科会)

第5条 協議会に次に掲げる分科会を置く。

- (1) 補導分科会
- (2) 育成分科会
- 2 分科会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 分科会は、協議会から付託された事項を審議するとともに、協議会の決定した方針に基づき専門補導委員、補導委員及び育成推進員を指揮監督する。
- 4 前条第4項から第7項までの規定は、分科会について準用する。

(専門補導委員及び補導委員)

第6条 青少年を補導するため、専門補導委員及び補導委員を置く。

(育成推進員)

第7条 青少年の健全な育成のため、育成推進員を置く。

第8条 補導委員及び育成推進員（以下「補導委員等」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の補導委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月19日条例第24号）

この条例は、平成28年7月25日から施行する。

附 則（令和元年12月20日条例第28号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

佐久市少年センター条例施行規則

平成17年4月1日
教育委員会規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市少年センター条例（平成17年佐久市条例第208号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選定)

第2条 条例第6条の規定による専門補導委員（以下「専門補導委員」という。）及び同条の補導委員（以下「補導委員」という。）並びに条例第7条の育成推進員（以下「育成推進員」という。）は、次に掲げる者のうちから選定する。

- (1) 関係行政機関の職員として従事した経験を有する者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 市内の小学校、中学校及び高等学校の教職員として従事した経験を有する者
- (4) 識見を有する者

2 専門補導委員、補導委員及び育成推進員の人数については、別に定めるところによる。

(協議会への報告)

第3条 条例第5条第1項第1号の規定による補導分科会及び同項第2号の規定による育成分科会は、付託事項の審議の結果並びに専門補導委員、補導委員及び育成推進員の活動の経過及び結果を条例第4条第1項の規定による佐久市少年センター運営協議会に報告しなければならない。

(職務)

第4条 専門補導委員及び補導委員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年の補導及び相談に関すること。
- (2) 青少年の指導に関係する他の機関及び団体との連絡及び協調に関すること。
- (3) 青少年の指導に関する調査研究、資料の収集及び広報に関すること。

2 育成推進員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域青少年育成会及び青少年団体の育成、活動の推進等に関すること。
- (2) 児童委員の活動、非行防止の活動、環境の浄化活動等に協力すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成のための諸活動に関すること。

(職員)

第5条 佐久市少年センターに所長及び次長を置く。

2 前項に定めるほか、必要に応じ、その他の職員を置くことができる。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日教委規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(設置)

第 1 条 佐久市少年センター育成推進員相互の融和と情報交換を図るとともに、青少年の健全育成を広く市民に啓発することにより、地域における青少年の健全育成活動の促進を図ることを目的として佐久市少年センター育成推進協議会（以下「協議会」という。）をおく。

(事業)

第 2 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 家庭の健全化を図るための諸活動
- (2) 社会環境の浄化を図るための諸活動
- (3) 青少年の非行防止のための諸活動
- (4) 青少年の健全育成施設の整備を促進するための諸活動
- (5) 体育及びレクリエーションを奨励するための諸活動
- (6) 健全な青少年団体及びグループの育成を図り、すべての青少年がこれに参加することを奨励するための諸活動
- (7) 地域における青少年育成組織の結成を促進するための諸活動
- (8) その他協議会の目的を達成するために必要な諸活動

(組織)

第 3 条 協議会は、佐久市少年センター育成推進員をもって組織する。

(役員)

第 4 条 協議会に次の役員をおく。

- 会 長 1 人
- 副会長 3 人
- 理 事 20 人
- 監 事 2 人

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を行う。

4 監事は、協議会の監査に当たる。

(役員を選任)

第 5 条 会長、副会長及び監事は、理事の互選によりこれを定める。

2 理事は、第 10 条に規定する地区協議会の代表者をもって充てる。

(役員任期)

第 6 条 役員任期は、2 年とする。ただし、少年センター育成推進員の在任期間中とする。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(機関)

第 7 条 協議会に、次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会

2 総会は、協議会の最高機関であって全会員をもって構成し、毎年 1 回以上会長が招集する。

3 理事会は、総会に代わる議決機関であって、第 4 条に定める役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(会議の運営)

第8条 総会及び理事会は、それぞれの構成員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、再招集の場合は、この限りでない。

2 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数の賛同を得て議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(地区協議会)

第9条 次の表に定める地区において、協議会の地区協議会をおく。

地区協議会設置地区名	
岩村田地区 小田井地区 平根地区 中佐都地区 高瀬地区 野沢地区 桜井地区 岸野地区 前山地区 大沢地区 中込地区 平賀地区 内山地区 三井地区 志賀地区 区 田口地区 青沼地区 臼田地区 切原地区 中津地区 甲地区 南御牧地区 本 牧地区 布施地区 春日地区 協和地区	
合計	26 地区

(地区協議会の組織)

第10条 地区協議会は、前条に定める地区の佐久市少年センター育成推進員をもって組織する。

(地区協議会の会議)

第11条 地区協議会の会議は、必要に応じて地区協議会の会長が招集する。

(経費)

第12条 協議会の経費は、会費、寄附金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 協議会の事務局は、佐久市教育委員会内におく。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、理事会に諮って会長が定める。

附 則

この規約は、平成17年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(設置)

第 1 条 少年センター補導委員相互の親睦と情報交換をはかり、青少年の補導に寄与し、青少年の健全育成をはかるため、佐久市少年センター補導委員協議会をおく。

(事務局)

第 2 条 協議会の事務局を、教育委員会内におく。

(事業)

第 3 条 第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 補導技術向上をはかるための事業
- (2) 会員相互の親睦と情報交換
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第 4 条 協議会は、佐久市少年センター補導委員をもって組織する。

(機関)

第 5 条 協議会に、次の機関をおく。

(1) 総会

(2) 理事会

- 2 総会は、協議会の最高機関であって、全会員をもって構成し、毎年 1 回以上会長が招集する。
- 3 理事会は総会に代わる議決機関であって、第 7 条に定める役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

(会議の運営)

第 6 条 総会及び理事会は、それぞれの構成員の過半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、再招集の場合はこの限りではない。

- 2 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数の賛同を得て議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員)

第 7 条 協議会に、次の役員をおく。

会長 1 人

副会長 3 人

理事若干人

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(役員を選任)

第 8 条 会長・副会長は理事より選出し、理事は班長とし、班長は班の互選とする。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

(補則)

第 10 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、理事会に諮って会長が定める。

附 則

この規約は、平成 17 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

改正

令和4年3月24日条例第9号

佐久市有害図書類等の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害な図書類等を規制することにより、市内の社会環境を整備し、青少年の保護及び健全な育成を図ることを目的とする。

(この条例の解釈及び適用)

第2条 この条例は、前条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであって、これを拡張して解釈することにより、何人に対しても、その自由及び権利を不当に制限するようなことがあってはならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 小学校就学の始期から18歳に達するまでの者をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人その他の者で青少年を現に監護する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌、文書、図画、音盤（録音テープを含む。）、写真、フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、ディー・ブイ・ディー、シー・ディー・ロムその他映像又は音声が記録されているものをいう。
- (5) がん具類 がん具その他これに類するものをいう。

(市の責務)

第4条 市は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護する施策を策定し、及び実施するとともに、市民による青少年の健全な育成に関する活動を支援するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、青少年の健全な育成を図ることが市民に課せられた責務であることを深く認識し、相互に連携して、青少年を健全に育成するため、青少年を取り巻く社会環境の浄化に努めなければならない。

- 2 保護者は、青少年を健全に育成することがその責務であることを深く自覚し、青少年を常に温かい環境の中で保護し、及び教育するように努めなければならない。
- 3 何人も、その内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類を青少年に読ませ、見せ、又は聴かせないように努めなければならない。
- 4 何人も、その形状、構造又は機能が著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるがん具類を青少年に所持させないように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な成長を阻害することのないように努めなければならない。

(図書類の販売等をする者の自主規制)

第7条 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、その内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の販売又は貸付けについては、他の図書類と区別し、青少年の目に直接触れないように、営業所内の容易に監視することのできる場所に専用のコーナーを設けるとともに、当該場所に青少年の購入、借受け、閲覧、視聴及び聴取を禁ずる旨の掲示をするように努めなければならない。

(自動販売機等の設置の届出)

第8条 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）を用いて図書類又はがん具類（専ら児童の遊戯に供するものを除く。以下この条及び附則第2項において同じ。）の販売又は貸付けを営もうとする者は、図書類又はがん具類の販売又は貸付けをするための自動販売機等を設置

するときは、当該自動販売機等ごとに、販売又は貸付けを開始する日の20日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）
- (2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）
- (3) 自動販売機等に収納する図書類又はがん具類の種類
- (4) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
- (5) 販売又は貸付けを開始しようとする年月日
- (6) 自動販売機等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）の氏名、住所及び電話番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項第6号の自動販売機等管理者は、規則で定める要件を満たした者であつて、自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類が次条第1項に規定する有害図書類又は同条第2項に規定する有害がん具類に該当することとなった場合に、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等から撤去することができる者でなければならない。この場合において、自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営もうとする者が市内に居住する者であるときは、当該者が自動販売機等管理者を兼ねることができる。

3 第1項の規定による届出をした者は、届出に係る事項に変更があつたとき、又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があつた日又はその廃止した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第1項の規定による届出をした者は、設置する自動販売機等の見やすい箇所に、その氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）を明確に表示しなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも、同様とする。

（有害図書類等の自動販売機等への収納の禁止、有害図書類等の撤去の命令等）

第9条 自動販売機等を用いて図書類の販売又は貸付けを営む者は、次の各号のいずれかに該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を自動販売機等に収納してはならない。

- (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が、20ページ以上あるもの又は当該書籍又は雑誌のページの総数の5分の1以上を占めるもの
- (2) 卑わいな姿態等を被写体とした写真（印刷されたものを除く。）で規則で定めるもの
- (3) カード、ちらしその他これらに類する印刷物であつて、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものが印刷されているもの
- (4) フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、ディー・ブイ・ディー、シー・ディー・ロムその他映像が記録されているもので、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものが合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が20場面以上あるもの若しくは総場面数の3分の1以上を占めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が、その内容の全部又は一部が次のいずれかに該当すると認めて指定したもの
 - ア 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの
 - イ 青少年の粗暴性又は残虐性を著しく助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの

2 自動販売機等を用いてがん具類の販売又は貸付けを営む者は、次の各号のいずれかに該当するがん具類（以下「有害がん具類」という。）を自動販売機等に収納してはならない。

- (1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
- (2) 下着の形状をしたもの
- (3) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱そ

の他の物に収納されている下着

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が、その形状、構造又は機能が著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めて指定したもの

3 市長は、第1項第5号又は前項第4号の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

4 自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営む者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具類が有害図書類又は有害がん具類に該当することとなったときは、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等から撤去しなければならない。

5 市長は、第1項、第2項又は前項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納している者に対し、期限を定めて、当該有害図書類又は有害がん具類の撤去を命ずることができる。

(適用除外)

第10条 前2条の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

(審議会への諮問)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、次条に規定する佐久市青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認められるときは、この限りでない。

(1) 第9条第1項第5号又は第2項第4号の規定による指定をしようとするとき。

(2) 第9条第5項の規定による命令をしようとするとき。

2 市長は、前項ただし書の規定により佐久市青少年健全育成審議会の意見を聴かないで指定又は命令をしたときは、その旨を速やかに佐久市青少年健全育成審議会に報告しなければならない。

(審議会の設置)

第12条 市長の諮問に応じ前条第1項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ青少年の保護及び育成に関する重要事項を調査審議するため、佐久市青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第13条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第14条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第16条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の事務について委員を補佐する。

(立入調査等)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定する職員に、営業を行っている時間内に、図書類又はがん具類の自動販売機等の設置場所に立ち入り、当該自動販売機等を調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第9条第5項の規定による命令に従わなかった者
- (3) 第17条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、又は同項の規定による資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出した者

(両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に自動販売機等を用いて図書類又はがん具の販売又は貸付けを営んでいる者は、第8条第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の20日前までに」とあるのは、「平成18年10月31日までに」とする。(佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(平成17年佐久市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

青少年育成推進員	8,000円			
----------	--------	--	--	--

を

青少年育成推進員	8,000円			
青少年健全育成審議会委員			6,500円	

」

に改める。

附 則 (令和4年3月24日条例第9号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

改正

平成29年11月1日規則第31号

佐久市有害図書類等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市有害図書類等の規制に関する条例(平成18年佐久市条例第43号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(自動販売機等の設置の届出書等)

第3条 条例第8条第1項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 届出者の住民票の写し(法人にあっては、その法人の登記事項証明書)

(2) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図

(3) 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置及び自動販売機等に収納する物品について承諾していることを証する書類

(4) 自動販売機等管理者の住民票の写し

(5) 自動販売機等管理者が次条第3号及び第4号の要件を満たすことを証する書類

3 条例第8条第3項の規定による変更又は廃止の届出は、自動販売機等届出事項変更(廃止)届出書(様式第2号)によるものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、それぞれ当該各号に定める書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営む者(以下「自動販売機等取扱業者」という。)の氏名、住所及び電話番号(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)の変更 前項第1号に掲げる書類

(2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)の変更 前項第2号及び第3号に掲げる図面及び書類

(3) 自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号の変更 前項第4号及び第5号に掲げる書類

4 条例第8条第4項の規定による表示は、自動販売機等届出済証(様式第3号)によるものとする。

(自動販売機等管理者の要件)

第4条 条例第8条第2項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 未成年者でないこと。

(2) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。

(3) 条例に定める自動販売機等管理者の義務の履行に関し、自動販売機等取扱業者から一切の権限を付与されていること。

(4) 条例に定める自動販売機等管理者の義務を履行することを承諾していること。

(有害図書類等の基準)

第5条 条例第9条第1項第1号から第3号までに規定する規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

ア 大たい部を開いた姿態

イ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態

ウ 男女間の愛ぶの姿態

エ 自慰の姿態

オ 排せつの姿態

カ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- ア 性交又はこれを連想させる行為
- イ 強姦性交等その他のりょう辱行為
- ウ 同性間の行為
- エ 変態性欲に基づく行為

2 条例第9条第1項第4号に規定する規則で定めるものは、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）とする。

3 条例第9条第1項第5号アに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 男女の肉体の全部又は一部を露骨に表現し、若しくは描写し、正常な性的しゅう恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるもの
- (2) 性交、自慰、変態性欲に基づく性行為その他の性行為を露骨に表現し、又は描写しているもの
- (3) せりふ、説明、口上、音楽等が正常な性的しゅう恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、表現又は描写がこれらと同程度に青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

4 条例第9条第1項第5号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 暴力をことさら讃(さん)美するような表現をし、又は描写をしているもの
- (2) 残忍若しくは陰惨な殺人、傷害、暴行等の場面又は拷問、私刑、虐待等による肉体的若しくは精神的苦痛を刺激的に表現し、又は描写しているもの
- (3) 殺人、傷害、暴行、強盗等の準備若しくは実行行為の手段若しくは経過を詳細かつ刺激的に表現し、又は描写しているもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、表現又は描写がこれらと同程度に青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

5 条例第9条第2項第1号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有する物品
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有する物品で、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させて人形となるものを含む。）
(指定の公示)

第6条 条例第9条第3項の規定による指定の公示は、佐久市公告式条例（平成17年佐久市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

（立入調査員の指定）

第7条 条例第17条第1項の規定により立入り、調査等を行う者の指定は、佐久市教育委員会事務局及び教育機関の職員のうちから行うものとする。

（立入調査員証）

第8条 条例第17条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第4号）によるものとする。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

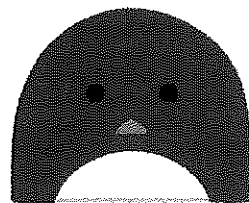
附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成29年11月1日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

毎月11日は…
「信州あいさつの日」



毎月第3日曜日は…
「家庭の日」

毎年11月19日は…
「いい育児の日」

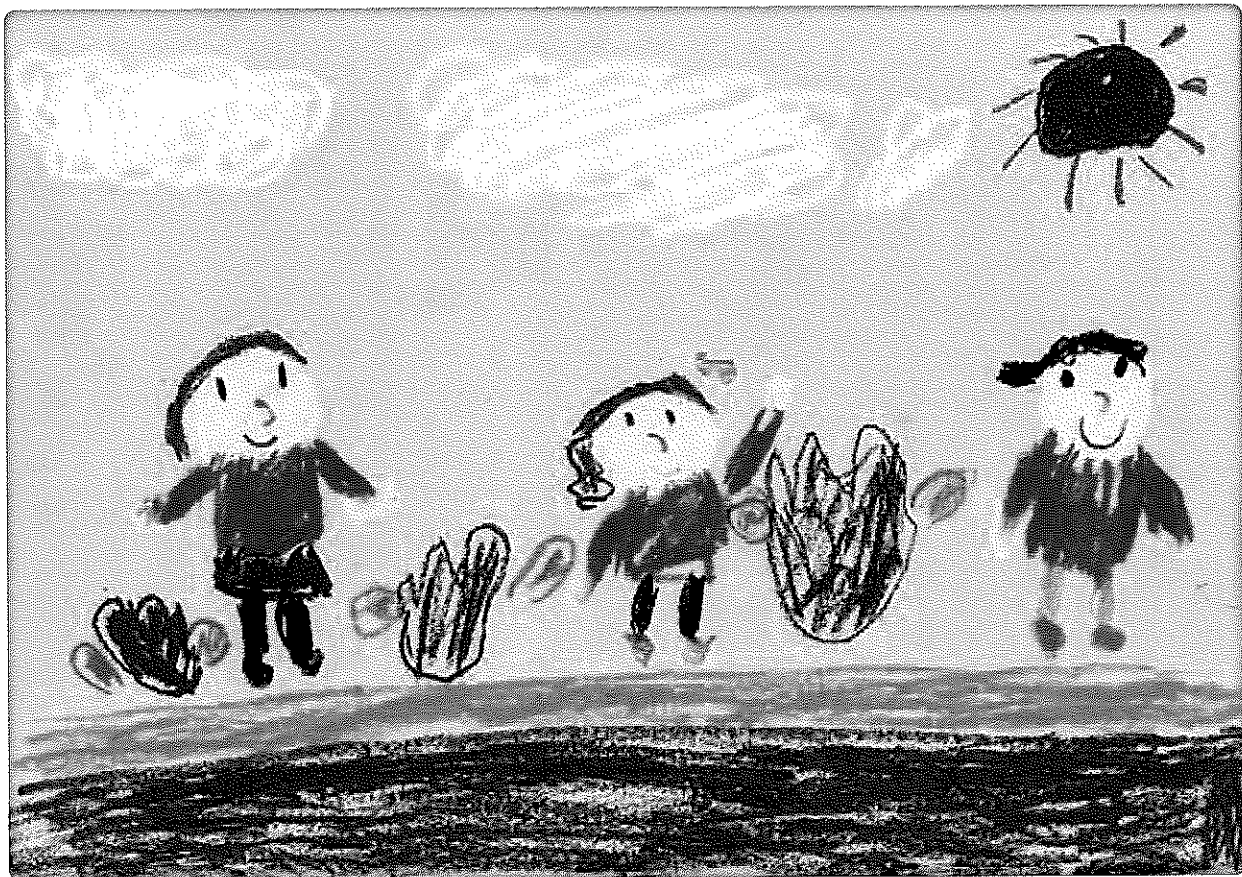




佐久市少年センター情報誌

2023年
4月～6月
春の号

佐久っ子がより



中佐都保育園 わたなべ えま 渡邊 瑛麻 ねんちやう さくひん さん (年長) の作品
「きれいなチューリップがさいたよ」

あたら
しい
あ
はる
さあ、
あ
チャレンジ
あ
すること
あ
見つけよう！

Let's Go
佐久っ子！



ゆめ

みんなの

夢

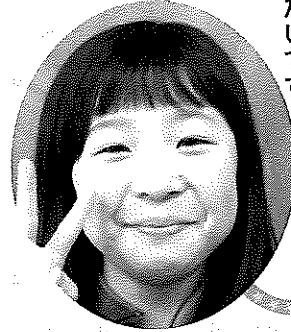
みんなの夢、なあに？

もっともっといっぱい夢がふくらみ、
おおきくなるといいね。
そして、みんなのすてきな夢が、
かないますように！！

切原小学校

4年 耳塚 陽菜

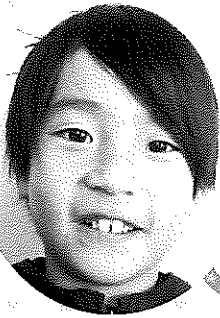
私の夢は、医者になることです。
かぜをひいたとき、優しく話をし
てくれたことがすごく嬉しかった
のです。私もそんな人の役に立つ
仕事がしたいです。



佐久城山小学校

5年 丸山 凜人

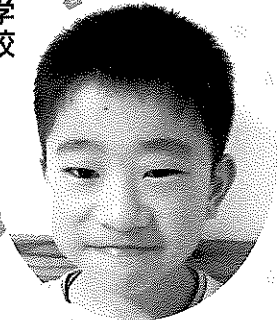
僕の夢は、新幹線の運転手です。
東京に行った時にぼくが困ってい
ると、帽子をかぶせて励ましてく
れました。かつこよくて、憧れの
存在になりました。



岩村田小学校

3年 森角 一祇

ぼくは、大きくなったらお相も
うさんになりたいです。そして国
ぎ館でゆうしょうして大せき横つ
なになってりっぱな力士になれる
ようにがんばりたいです。



野沢小学校

2年 柳澤 円太

ぼくのゆめは、けいさつかんに
なることです。理由は、日本を平
和にしたいからです。いっぱいじ
けんをかいつけて、困っている
人たを助けたいです。



佐久平浅間小学校

1年 小林 拓斗

ぼくのしょうらいのゆめは、た
びびとです。それで日本とせかい
一周してグランドキャニオン、イ
グアスのたき、サハラさばく、い
ろいろ見てみたいです。



田口保育園

6才 中嶋 莉心

おおきくなったら、ほいくえん
のせんせいになりたいです。
あかちゃんにこはんをあげたり、
あかちゃんをねかせてあげたいで
す。





白鳩幼稚園

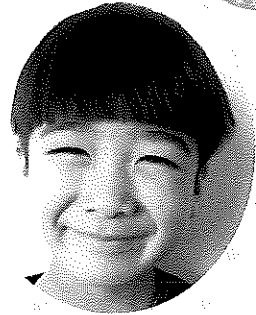
6才 齊梧 恵人

ほくのゆめは、レストランのシェフになることです。パスタとかピザとかパンをつくって、おきやくさんにたくさんたべてもらいたいです。

岩村田保育園

5才 遠藤 凜帆

おおきくなったら、ほいくえんのせんせいになりたいです。ちいさいこがだいすきで、だっこしたりいっしょにあそんだりしたいからです。



中佐都保育園

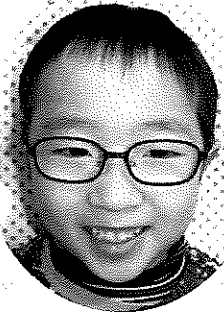
6才 柳澤 福志

おおきくなったら、けいさつかんなりたいです。わるい人をたくさんつかまえて、やさしい人でいっぱいになります。

小雀保育園

5才 小山 泰世

おおきくなったらけいさつかんになりたいな。パトカーののつてみたいし、わるいひとをたいほしてみんなをまもるよ！けいさつだいすき！



里曲保育園

4才 大塚 かな咲

大きくなったらまほうつかいになりたいな。まほうをつかって、いろんなものにへんしんしたいからだよ。まほうをつかってつぎはミニーちゃんになりたいな。



岩村田北保育園

4才 市原 絢実

わたしはおおきくなったら、にんぎよひめになりたいです。だつて、いっぱいおよげるから。およいでいろいろなところへいきたいです。



ひまわり保育園

3才 草間 紅春

おおきくなったら、警察官になりたいです。警察官になってパトカーののつて、どろぼうやわるいひとをつかまえてみたい。



イベント

情報

体験活動一覧



LINE から申し込みができる市主催のイベント等は、
こちらの QR コードからお申込みいただけます。

さあ! どんどん参加しちゃおう!

★各行事の詳細等お問い合わせは、記載されている電話番号へご連絡ください (内容につきまして、変更する場合があります)

★参加費の他に入館料がかかる施設があります

★新型コロナウイルス感染症の状況により、日程などが変更・中止になる場合があります。詳細は、お問い合わせください

★イベント等でのマスク着用にご協力ください。

また、発熱など体調が悪い方は参加をご遠慮ください

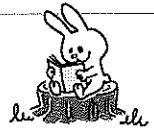
佐久市 春のイベント

	内 容	日 時	場所・対象・定員・参加費など	問合せ先
スポーツ課	「心と身体を育むスポーツレクリエーション教室」 運動が好きな子も苦手な子も楽しくできるスポーツレクリエーション教室	4/25～3/19 隔週必 ・年少～2年生 18:30～19:30 ・3年生～6年生 18:30～20:00	場 所: 佐久市総合体育館大体育室 対 象: 年少(3歳)～小学生 定 員: 70名 参加費: 1回500円(初回に保険料800円別途必要) ※医療法人雨宮病院リハビリテーション科へ申込書のご提出、参加費のお支払いが必要です。	医療法人雨宮病院 リハビリテーション科 ☎ 080-1034-7330
	「空手道教室」 初心者向けの空手道の教室	4/20～6/1 毎週全6回 18:00～19:30	場 所: 長野県立武道館剣道場 対 象: 小学生以上 定 員: 30名 参加費: 小中学生1,000円、 高校生以上1,500円	
	「スピードスケートローラー教室」 初心者向けのスピードスケートローラーの教室	5/21～7/2 毎週全7回 9:00～11:00	場 所: 美笹ローラースケート場 対 象: 年中～小学生 定 員: 20名 参加費: 1,500円	佐久市スポーツ協会 ☎ 0267-88-6123 ※申込用紙に必要事項をご記入の上、佐久市総合体育館窓口へ参加費をお支払いください。
	「ゴルフ教室」 初心者向けのゴルフの教室	5/23～6/22 毎週必・全10回 19:30～21:00	場 所: 佐久平ゴルフ練習場 対 象: 小学生以上 定 員: 30名 参加費: 中学生まで2,000円 高校生以上3,000円	
	「卓球教室」 初心者向けの卓球の教室	5/18～7/20 毎週全10回 19:00～21:00	場 所: 佐久市総合体育館小体育室 対 象: 小学生以上 定 員: 30名 参加費: 中学生以下1,500円 高校生以上2,500円	
近代美術館	コレクション展「おはなし」をつくる—物語・伝説・神話の美術— 当館のコレクションの中から、物語や伝説、神話がテーマの作品を選んで展示します。	3/11(土)～5/7(日) 9:30～17:00	場 所: 佐久市立近代美術館 参加費: 一般520円 学生410円 18歳未満または高校生無料	佐久市立近代美術館 美術館係 ☎ 0267-67-1055
うすだスタードーム	こどもの日観望会 ゴールデンウィークの星空観望	5/5(金) 19:30～21:00	場 所: 佐久市天体観測施設 うすだスタードーム 参加費: 入館料(一般520円、 小中学生260円)	佐久市天体観測施設 うすだスタードーム ☎ 0267-82-0200
	第1回星座教室「北斗七星と春の星座を見つけよう!」 四季の星座を楽しむ星座教室。第1回は北斗七星と春の星座の見つけ方、楽しみ方。	5/19(金) 19:30～21:00	場 所: 佐久市天体観測施設 うすだスタードーム 定 員: 30名 参加費: 入館料(一般520円、 小中学生260円) 申 込: 電話先着順	

	内 容	日 時	場所・対象・定員・参加費など	問合せ先
観光課	佐久バルーンフェスティバル 2023	5/3(水)・(木)～ 5/5(金)・(土) 6:00～(朝の競技 飛行)	場 所：千曲川スポーツ交流広場 ※一部有料イベントあり	佐久バルーンフェス ティバル組織委員会 事務局 (佐久市観光課内) ☎ 0267-62-3285
	第 61 回佐久鯉まつり	5/5(金)・(土) 9:00～13:00	場 所：千曲川スポーツ交流広場	佐久鯉まつり実行委 員会事務局 (佐久市観光課内) ☎ 0267-62-3285
環境政策課	初心者向け「グリーンカーテン 作り方講習会」 グリーンカーテンの作り方講習会	5/20(土) 10:00～12:00	場 所：市役所 議会棟前 定 員：20名 参加費：なし 申 込：電話申込 ※受付期間：4月3日(月)～ 5月12日(金)まで	佐久市役所 環境政 策課 環境政策係 ☎ 0267-62-2917
昆虫体験学習館	春の特別企画展「脚はすごいぜ!展」 カマキリの鎌、カブトムシの爪、オオムラサキ の前脚など、昆虫の脚の話題です。	4/8(土)～7/2(日) 9:30～17:00	場 所：昆虫体験学習館 定 員：なし 参加費：入館料のみ	昆虫体験学習館 ☎ 0267-68-1111
	ネイチャークラフト 木の枝や実などの自然素材を使ってものづくり に挑戦します。ホットポンドでの火傷や刃物の ケガに気をつけてネ!	随時	場 所：昆虫体験学習館 定 員：30名 参加費：1作品 1,000円	
	森のキーホルダー 小さな木片に鎖をつけて、自然の素材で飾りつ けます。	随時	場 所：昆虫体験学習館 定 員：30名 参加費：1作品 500円	
	竹とんぼ ハネをきれいにみがいて、すてきな模様を描い て、心棒を取り付けたらできあがり!	随時		



佐久市図書館のおすすめ本のご案内



中央図書館 ☎ 67-2111

「ホットプレートよ～いどん!」

さいとうしのぶ/著
白泉社



キャベツ、にんじん、ピーマン、豚肉、中華麺。食材たちがホットプレートにやってきて、いっせいに「よ～いどん!」と飛び込んだらなにが出来るかな? あっあっ、おいしいレースがはじまるよ! 読んだらおなががすいてきます。

白田図書館 ☎ 82-3932

「イチからつくるラーメン」

奥村彪夫/編 高部晴市/絵
農山漁村文化協会



イチからラーメンをつくってみよう! 麺、スープ、具材をつくり、ラーメンを完成させるまでを写真やイラストで解説しています。中国の麺料理とラーメンの違い、日本のラーメン文化なども説明しています。

浅科図書館 ☎ 58-4321

「しごとへの道 1」

鈴木のりたけ/作
プロンス新社



バン職人、新幹線運転士、研究者になった人たちの実際にあった出来事が描かれています。3人は、どんな人に会い、どんな言葉がきっかけで、その仕事を選んだのでしょうか。

迷って、悩んで、失敗して、自分のしごとを見つけるまでが描かれたお話です。

望月図書館 ☎ 53-0230

「バンバンバンバンバンソウコウ」

いとうひろし/作
ポプラ社



「バンバンバンバンバンソウコウはって はがして また はって こまったときには バンソウコウ たのしいときにも バンソウコウ」

楽しいリズムに子どもがうきうき踊りだす! 思わず歌いたくなる、ゆかいな絵本です。

子どもニュース

佐久市ジュニアリーダー研修が修了しました

1月21日(土)をもって、令和4年度佐久市ジュニアリーダー研修が修了しました。6月から始まり、全15回にわたって活動を行ってきました。避難所開設体験、企業見学(林業)、秋の自然体験、そして修了式。研修生達の各活動の様子、感想文を一部ご紹介します。

避難所開設体験

●プライバシーを考りよして、個室トイレを作った。ベッドを2つ作り、中にはつぶれないようにもう1つ箱を入れた。小物入れやソファア、イスなども工夫して作ることができた。ダンボールの大きさや形、特長などを取り入れた。仕切り(カベ)をあまり高くせず、周りの人と共助できるようにした。

(岩田田小学校5年 山浦劉真)

●とても丈夫なベッドをつくれだし、トイレの作り方も分かった。トイレを作るのは簡単だった。昔の避難所は床で寝ていた映像を見て、自分達も床に寝てみて、「何時間もぜったい痛かったらうな」と思いました。

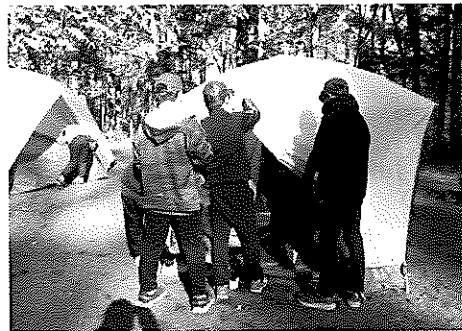
(中込小学校5年 杉原果枝)



ダンボールを使い避難所の生活空間づくりに取り組みました。

秋の自然体験

●この研修でできるようになったことは、拾ったものを目で見て観察し



テント張り講習では、実践に役立つ体験をしました。

たり、耳で聞いたり、手でさわって確かめること。シラカバの木の上の方に「ヤドリギ」というちがう植物が生えていておどろいた。アスレチックで、みんなで楽しくできた。夏と秋での林の中の違いがすごく大きくておどろいた。

(高瀬小学校5年 大井悠羽季)

●テントの張り方や自然観察やアスレチックをとっても楽しむことができてよかった。アスレチックでは、いろいろな運動ができてとても良かった。自然についてもよく学べた。葉っぱやシカの足跡、キノコの種類が見れてよかった。

(佐久平浅間小学校5年 佐藤華乙)

企業見学(林業)

●ほくは、木をきって木材にするところを手作業でやると思っていたけど、全部機械でやっていてびっくりした。その機械を自分が操作して木をきるのが楽しかった。

(中込小学校5年 宮島和基)



●今までの研修で一番楽しかったです。木がおれるのを見て迫力がすごかったです。次に木を加工などしている工務店に行きました。木はみりよくであふれているんだなと思いました。使い終わった木くずは畑の肥料になったりするのでむだがない

いんだなと思いました。

(高瀬小学校5年 阿部幹大)

●収穫する↓使う↓植える↓育てるということがずっと続いているのが分かりました。木を切ること以外にもたくさんことをしているのを感じてすごいなと思いました。木を収穫する前にたくさんの手入れをしていて大変そうでした。この研修で持続可能な資源をむだにしないというのがすごいと思った。将来こういう仕事についてみたいです。

(野沢小学校5年 伴野有輝)



研修生が1人1人乗り込んで機械を操作して丸太をきる体験をしました。

撮影体験

●きれいに写真を撮ったり写真屋さんの仕事はすごいと思った。きれいに撮るのがむずかしかった。きれいに撮る方法や、いろんなことを初めてして次に写真を撮る時に使いたいと思った。いい写真がとれた。

(野沢小学校5年 平林夢彩)

●写真を撮るということについて、いろいろなことが学べて良かった。写真を撮るときのテクニックが少し上

達したような気がする。いろいろな写真を撮るこれからはたくさん撮りたい。

(吉村田小学校5年 森角光)

●カメラでいろんな写真を撮れたのでよかったです。いろんな視点で写真がきれいにとれました。これからもカメラを使っていきたいです。

(吉村田小学校5年 上村啓大)



古いカメラや最新のカメラに触れ撮影技術を学びました。

ジュニアリーダー研修を振り返って

●リーダー研修に参加して、リーダーはみんなの話をしっかり聞いて、平等に接することが大事だと思いました。これからは、今回学んだことをふだんにも活かしていきたいです。

(岸野小学校5年 山田大希)

●今年、自然体験など参加できなかった研修もあったので、来年もジュニアリーダーに参加したいと思いました。今年たくさんのお話を教えてもらいました。一年間ありがとうございました。

(白田小学校5年 加藤景)

●他の学校の友だちができて良かったです。ジュニアリーダー研修のときに協力しあえて楽しかったです。他の学校の友だちにまたあえたらいいなと思います。

(高瀬小学校5年 平山桃心香)

●私がジュニアリーダーで学んだ事は、二つあります。一つ目は、五感を使って、感じとる事です。五感を使う事で、ふしぎを感じたり答えを持つことができました。二つ目は、人のことを考えるです。人をいやな気持ちにさせたりすることがないように気を付けま

した。また、人の立場になって一緒に考えたりすることもできました。

(佐久城山小学校6年 会田巴)

●私は、友達を作ることが苦手でした。だけど、リーダーなので、おもいきって話してみたら、友達になれたので、話してよかったと思いました。そして、友達と仲良くなれたので、よかったです。

(吉村田小学校6年 花里実咲)



ご存知ですか

「佐久市手話言語条例」

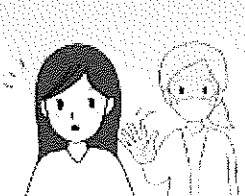
手話は言語です

手話は、会話をするとき、手や指、体の動き、表情を使って表現する目で見分ける「ことば」です。佐久市手話言語条例は、手話に対する理解の促進や、手話の利用しやすい環境を整備することなどを目的としています。誰もが手話に親しみ、手話に対する理解を深めることで、障がいのある人もない人も、お互いに支え合いながら、共に生きる地域社会の実現を目指し、制定されました。

耳が聞こえない

- 外見からはわかりにくいので、困っていても周りに気付いてもらえないことがあります。
- 車や自転車などが近づいても気付きにくいので、危険な目にあうことがあります。
- 声をかけられても気付かず、無視されていると誤解されることがあります。
- 放送や災害時の緊急アナウンスが聞こえず、適切な行動がとれないことがあります。

聴覚障がい者に必要な配慮とは



後ろから声をかけても気付かないので、相手の視界に入ってから軽く肩をたたきなど、合図してから話しかけるようにしましょう。



コミュニケーションを取る際は、表情やくちの動きも読み取るため、マスクを外しましょう。



話し合いの際は、一人ずつ発言するようにし、同時に複数の人が、発言しないようにしましょう。

聴覚障がい者とのコミュニケーション方法

- 手話** 手や指、体や表情などを使って話し、それを目で見分けて理解する言語です。
- 筆談** 紙や手のひらに文字を書いて伝えます。
- 空書き** 宙に文字を書いて表します。
- 口話** 耳の聞こえない方が相手の口の動きを見て言葉を読み取る方法です。

手話を使ってみませんか？



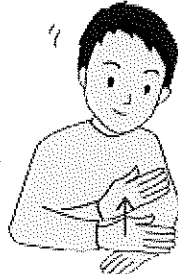
あいさつ

両手の人さし指を向かい合わせて立て、お辞儀をするように両方の指先を曲げます



よろしくお願いします

- ①右手のこぶしを鼻に当てる
- ②手を開き、頭を下げながら、手を前に出す



ありがとう

左手の甲から右手をタテに垂直に上げる



ごめんなさい

- ①右手の親指と人差し指で眉間をつまむ
- ②手を開き、頭を下げながら、手を前に出す



手話を学びたい方は

手話を学びたい方には、市内でサークル活動を行っている団体の紹介を行っています。詳しくは佐久市役所福祉課までお問い合わせください。

■お問い合わせ
 佐久市役所 福祉部
 福祉課 障害福祉係
 電話：0267-62-3147
 FAX：0267-62-2172



発行 佐久市少年センター

事務局 〒385-8501 佐久市中込3056番地 佐久市役所南棟3階
 佐久市教育委員会 社会教育部 生涯学習課 青少年係
 電話 62-0671 FAX 64-6132

- ※ 地域活動の情報提供や各種体験活動を紹介します。
- ※ 体験活動等の御相談にも応じます。
- ※ この情報誌へのご意見・ご要望をお待ちしております。

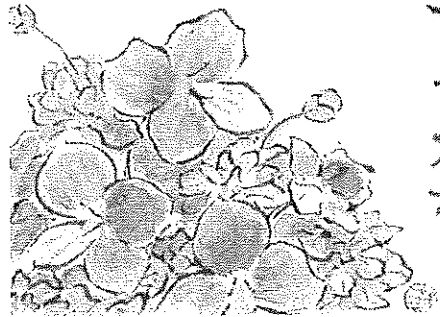
毎月11日は「信州あいさつの日」・毎月第3日曜日は「家庭の日」です。

令和4年度 3月の補導活動

佐久市少年センター

1	街頭補導実施回数	20回
2	延べ従事補導委員数	88人
3	相談件数	0件
4	補導した少年数	0人
5	声かけ人数	354人

絵手紙
13班
H・Mさん制作



一日を大切に

3月の補導日誌から

3月1日(水)

7班 (Y・F記)

巡回経路 鼻顔公園 → 平根児童館 → 東児童館
補導の様子

今日は、4月の陽気ということで、温かな陽気の中での巡回となった。鼻顔公園は人けがなく、静かだった。平根児童館は、7名ほどの児童が利用していた。昨年12月には30名を超える利用者があったが、その数は徐々に減少しているとのことであった。東児童館では、12名の児童がドッジボールや読書をしていました。まだ終息には至っていないコロナ感染症だが、小・中・高校の卒業式では、児童生徒、保護者、さらに来賓のマスク着用について、さまざまな対応がなされると聞く。インフルエンザの流行で学級閉鎖もある中、児童館でもマスク着用の対応に頭を悩ませていると聞いた。今月13日にはマスクの着用が個人の判断にゆだねられ、5月8日には季節性インフルエンザと同じ5類に分類されるようだが、コロナ感染の再流行にならないことを願うばかりだ。

3月2日(木)

17班 (I・K記)

巡回経路 あいとぴあ → 白田駅 → 青沼児童館 → 大宮諏訪神社
→ 川村吾蔵記念館 → 田口児童館 → あいとぴあ

補導の様子

時々雪が舞う肌寒いパトロールになりました。移動中には児童と会って会話をすることができませんでした。青沼の大宮諏訪神社を訪れましたが、神社内の石灯籠が不安定で、児童が触って石が落下すれば、大きな事故につながりかねないと感じました。青沼児童館は、先月くらいから利用児童数が増加しているようです。田口児童館では、児童たちがとてもにぎやかに過ごしていました。館長さんのお話では、「上級生が下級生の面倒をよく見てくれて、とても仲が良い」とのことです。子どもたちも館長さんにとってもなついていて、微笑ましい感じを受けました。今後も両児童館共に、コロナが落ち着き、利用者が安心して利用できることを期待しています。

* 大宮諏訪神社の石灯籠に関しては、同神社氏子総代と共に現状を確認、危険性を認識していただき、改善していただけることとなりました。

3月3日(金)

12班 (U・T記)

巡回経路 生涯学習センター → 野沢中学校 → 私立保育園 → 城山公園
補導の様子

野沢中学校の正門前で校長先生と行き会った。県外の中学校で「誰でもいいから人を殺したい」と凶器を持った少年が校内に侵入して、学校の先生にけがをさせた事件が大きく報道されていたので、校長先生に校内出入口の施錠について話を伺った。校長先生は「生徒の安全を最優先として対策を講じる」とおっしゃっていた。城山公園では、10数名の児童がサッカーをして遊んでいたが、ボールが池に落ちてしまい、回収できず困っていた。専門補導委員と児童が協力しながらボールを池から拾い上げた。児童たちはとても喜び、明るい笑顔で「ありがとうございました」とお礼を言ってくれた。

3月6日(月)

8班 (T・T記)

巡回経路 大型スーパー → ミレニアムパーク → 市民交流ひろば
→ 近津南公園 → 佐久平浅間児童館 → 小田井児童館

補導の様子

今日は暖かい。ミレニアムパーク内では、10人くらいの高校生がバスケットボールをしている。仲のよい友達同士のような様子である。佐久平浅間児童館へ行く。玄関に入る前から子どもたちの声が聞こえてくる。窓越しに中が見える。たくさん子どもたちがいて驚いた。館長さんにお話を聞くと、「今日は少ない方で、いつもは70人くらいいるかな」とのこと。人数が多いのでコロナ禍で大変なようだ。次の小田井児童館へ。外では10人ほどの子どもたちが遊んでいる。中に入ると右手に板の間があり、1輪車に乗っている。小さい子は1年生2人。5、6年生の大きい子もいる。みんなうまいものだ。別の部屋ではブロック遊びをしたり、勉強をしたりしている。20人くらいの子どもたちがいた。帰り際、あいさつをするとみんな元気にあいさつを返してくれた。

3月7日(火)

16班 (I・M記)

巡回経路 中込駅 → 中込グリーンモール → 橋場公園 → 水上公園
→ 中込駅自転車置場 → 佐太夫町公園

補導の様子

気温は、15℃で春を感じさせる温かさであったが、佐太夫町公園以外の公園には人は見当たりませんでした。中込グリーンモールでは、公共空間社会実験として3月6日から17日まで、ストリートバスケットボールの“3×3コート”が設置されていますが人はいませんでした。佐太夫町公園では、小学校高学年の男子6名がサッカーボールで遊んでいました。今期をもって16班の補導委員4名は任期満了で退任となります。専門補導委員の皆さん及び補導委員の方々には大変お世話になり、かつ貴重な体験をさせていただき感謝しかありません。ありがとうございました。



3月8日(水)

1班 (K・M記)

巡回経路 大型ゲームセンター → ネットカフェ → ゲームセンター
→ パチンコ・スロット店 → 曾根公園 → 仙祿湖公園 → パチンコ店

補導の様子

4月並みの暖かさの中での補導活動でした。高校生は春休みに入っていました。ゲームセンターなどは、さほど混んでいませんでした。ネットカフェの従業員さんは、「深夜になると年齢制限があるので、男性店長が声をかけている」と話をされていました。従業員の方がしっかり対応してくださっていることに安心感を持ちました。外で遊んでいる子どもたちはほとんどいませんでしたが、私たちも危険個所を確認しておく必要を感じました。

3月9日(木)

20班 (E・M記)

巡回経路 望月支所 → 望月宿公園(望月歴史民俗資料館) → 佐久良公園
→ 若駒児童公園 → 布施温泉公園 → 望月支所

補導の様子

望月歴史民俗資料館の敷地内にある望月宿公園には人がおらず、資料館の館長に公園の利用状況をお聞きした。館長は「最近、利用する児童をほとんど見かけない」とおっしゃっていた。佐久良公園にも、児童等は見当たらなかった。若駒児童公園には、母と児童が遊具で遊んでいた。望月児童館では、館内の様子を見せていただいた。児童20~30人程がゲームなどをして楽しそうに過ごしていた。布施温泉公園では、遊具で幼児と祖母と思われる人が遊んでいた。佐久良公園では、児童は見当たらなかった。



3月10日(金)

13班 (H・M記)

巡回経路 中込駅 → 佐太夫町公園 → 成知公園 → 中込児童館

補導の様子

3月なのに4月下旬の陽気で温かい。中込駅から中込児童館まで歩きました。途中、梅や黄梅の花が咲いていて、春が間近に感じられました。成知公園では小学生が4名と、保護者の方が1名。小学生は、サッカーや木登りをして遊んでいました。3年生という子に「宿題終わったの」と聞くと「まだ」と答えてくれました。児童館では、館長さんからお話をうかがいました。52名が利用していて、外では20名くらいが元気に遊んでいました。コロナ禍でずっとマスク生活だったのですが、児童館では、マスク生活も3月いっぱい終わりとのことでした。

3月13日(月)

9班 (U・M記)

巡回経路 生涯学習センター → 城山公園 → 原公園 → 中嶋公園 → 泉児童館

補導の様子

午前中は雨が降り、昨日までの暖かさに比べて、肌寒い日となった。生涯学習センター自習室では、高校生が一人黙々と勉強していた。学習するのによい環境ができたと思った。城山公園では、小学生が12~13名、自転車に乗ったり、あずまやで遊んだりしていた。近くに行くと、子どもたちの方から「こんにちは」と元気にあいさつしてくれた。原公園、中嶋公園に人影はなかった。泉児童館では、38名の利用があり、庭では大勢の子どもがキックベースボールで寒さに負けずに遊んでいた。今日からマスクの着用が個人の判断となり、また元気な子どもの姿を見ると、日常がもどりつつあると感じた。

3月14日(火)

2班 (M・N記)

巡回経路 大型スーパー → 市民交流ひろば → ミレニアムパーク → 佐久平駅
→ ねむのき公園 → 大型スーパー内ゲームコーナー・フードコート

補導の様子

寒い日が続いていましたが、一転して春の陽気となり、外出が楽しみになりました。近隣の小中学校も卒業式を間近に迎えるころと重なり、市中に活気が戻った気がします。市民交流ひろばの芝生部分では、4人の女子児童がサッカーを楽しんでいました。あいさつをすると元気な声が返ってきました。遊具のある場所では、小さなお子さん連れの家族姿がありました。ねむのき公園では、紅梅が咲き、その近くでは5人の男子中学生が談笑しており、声かけをおこなうと、「進学先も決まっている」と姿勢正しく受け答えしてくれました。

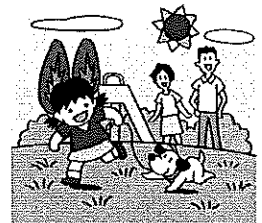
3月15日(水)

3班 (I・S記)

巡回経路 大型スーパー(ゲームコーナー) → 砂田公園 → 市民交流ひろば
→ 近津南公園 → 枇杷坂公園 → 若宮公園

補導の様子

春休みに入ったためか、大型スーパーのゲームコーナーは、非常に多くの子どもたちの姿が見られました。また、大型スーパーの来店客も多いと感じました。天気がよく温かい日であったので、市民交流ひろばは大勢の親子連れでにぎわっていました。プレイサークルでも、中高生がグループでバスケットボールやスケートボードを楽しんでいました。今日はどの場所でも多くの子どもたちが遊んでいる姿を目にすることができ、温かい春の訪れを感じました。



3月17日(金)

4班 (K・M記)

巡回経路 浅間会館 → 小田井児童館 → 佐久インターウェーブ → 仙祿湖公園
→ 佐久流通業務団地 → フレスポ佐久インター周辺

補導の様子

肌寒さを感じる早春の午後、浅間会館周辺には児童の姿は全くなく、車で小田井児童館訪問、佐久インターウェーブ周辺の大型店訪問、新しく造成された佐久インターチェンジ周辺の住宅街、道路事情の視察、公園等を視察した。造成地に新築されている住宅に敷設される道路は、道幅も狭く曲がりくねっており、災害・火災に対応できるか一抹の不安を感じた。

3月20日(月)

14班 (T・Y記)

巡回経路 中込グリーンモール → 横町公園 → 橋場公園 → 成田公園
→ 学童保育 → 成知公園 → 佐太夫町公園 → 水上公園

補導の様子

良く晴れて、ポカポカ陽気だった。グリーンモールの駐輪禁止の看板の前に、自転車が16台駐輪されていた。グリーンモールのフリースペースに利用者はいなかった。新設されたバスケットコートに4人の児童が遊んでいた。橋場公園では年配の男性が、2人の子どもを遊ばせていた。成田公園には利用者がいなかった。学童保育は、15人の児童が利用していた。春休み中のため、午前7時半から午後7時頃まで開いているとのことであった。成知公園では、9人の児

童・生徒が遊んでいた。トイレはきれいであった。佐太夫町公園では、小学生5人が遊んでいた。水上公園の利用者はなかった。

3月22日(水)

10班 (S・T記)

巡回経路 生涯学習センター → 城山公園 → 原公園 → 中嶋公園 → 岸野児童館

補導の様子

生涯学習センターの学習室は、春休み中でもあり、たくさんの中高生が学習していました。城山公園は、中学生3名、小学生12名(うち女子3名)が主にサッカーをやり遊んでいました。原公園は、女子中学生1名が自転車で遊びに来ていました。中嶋公園は大人1名がマレットゴルフをしていました。岸野児童館は、小学生の女の子2名が庭で遊んでいました。今日は7名ほど来たということだが、8時ごろから来て16時には帰ったということでした。

3月23日(木)

19班 (S・Y記)

巡回経路 浅科支所 → あさしな児童館 → 浅科図書館 → 五郎兵衛記念館 → 浅科支所

補導の様子

あさしな児童館では、毎日25~26名が利用していて、コロナが落ち着いてきたので利用者が増加してきている(館長さんのお話)。子どもたちの元気に遊ぶ声が聞こえました。浅科図書館では、数名の利用者がいました。学習室では女子2名が勉強していました。館の人の話では、小学生は保護者と来る子が多く、中学生は友達と来るようです。隣のホールが工事中で使えないため、ホールに来たついでに寄る人がいないので、利用者はやや少ない状況が続いているとのことでした。五郎兵衛記念館では、地域の子どもが時々ブランコや回転ブランコで遊んでいるようです。『関所破りの桜』が咲くころは、道路まで車で一杯になってにぎわうそうです。



3月24日(金)

5班 (K・T記)

巡回経路 大型スーパー → 市民交流ひろば → ミレニアムパーク → 近津南公園
→ 枇杷坂公園 → 若宮公園 → 大型スーパー内ゲームコーナー

補導の様子

天候は曇りでした。春休みのためか、大型スーパーのゲームコーナーや市民交流ひろばでは、多くの親子が楽しそうに遊んでいて、大変にぎやかでした。その他の公園では、少数の親子や小学生が友達とゲームをしたり、談笑したりして、それぞれの時間を満喫しているようでした。また、若宮公園には、3人の小学生が野球をして遊んでいました。WBCで日本代表が大活躍したことが影響しているのかもしれませんが、今回は最後の補導活動になりましたが、私自身、多くの学びや発見がありました。また、少年センターの職員、専門補導委員、各地区補導委員の方々には感謝に堪えません。

3月27日(月)

6班 (M・Y記)

巡回経路 大型スーパー → 市民交流ひろば → ミレニアムパーク
→ 佐久平駅 → 大型スーパー内ゲームコーナー

補導の様子

今年は、例年より桜の開花が早いようです。本日(3月27日)は、『桜の日』ということですが、風が冷たく浅間山は雪化粧していました。そんな中、3月最後の補導活動を実施しました。市内の小学校が春休みに入り、数多くの親子が明るく楽しそうに広場やゲームセンターで過ごしている姿は微笑ましい光景でした。『元気が一番です』。市民交流ひろばに設置されている6歳から12歳が利用できる遊具で、数人の男子中学生が追いかけてっこをしており、幼児と接触すれば大けがをしてしまうような危険な状態でした。中学生に注意すると素直に聞き入れてくれ、とても爽やかな気持ちになりました。

3月28日(火)

11班 (K・T記)

巡回経路 生涯学習センター → 県民佐久運動広場 → 野沢児童館 → 原公園

補導の様子

生涯学習センターの『つどいの広場』に行くと、にぎやかな声が聞こえ、学生たちが3～4名のグループに分かれて『学生たちが考えたゲーム』を楽しんでいました。学習室では、高校生くらいの生徒12名が静かに勉強をしていました。野沢児童館では、45名の児童が来館し、独楽(コマ)回し、読書、宿題やボール遊びをしている児童、外では8名くらいの児童が職員と一緒にスコップを使って花壇を作っていました。春休みということもあつたのか、巡回の移動中に子ども姿を見ることはなく、公園で遊んでいる子どももいませんでした。

3月29日(水)

15班 (K・T記)

巡回経路 成知公園 → 成田公園 → 橋場公園 → 水上公園 → 佐久城山児童館
→ 佐久総合運動公園 → 平賀新町公園 → 横町公園

補導の様子

成知公園は、20名ほどの利用者でにぎわっていた。野球、サッカー、遊具などで楽しんでいる様子うかがえた。水上公園では、中学1年の兄と小学4年の妹に声をかけた。佐久城山児童館には、巡回時30名程の児童が思い思いに遊んでいた。当日は、60名ほどの子どもが児童館を利用していると伺った。春休みの児童館開館時間は長くなり、スタッフの皆さんのご苦労が身に染みした。平賀新町公園では、1組の親子連れが遊んでいたが、他に公園に子どもの姿はなかった。

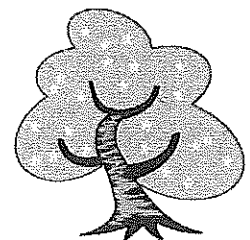
3月30日(木)

18班 (S・H記)

巡回経路 白田交番 → 切原児童館 → 稲荷山公園 → 下の宮公園
→ 白田交番

補導の様子

桜のつぼみが膨らみ、春の訪れを感じる穏やかな日に、最後の街頭補導活動を行いました。切原児童館は春休み中でしたが、利用している児童は8名と少なめでした。稲荷山公園では、バトミントンを楽しむ中学生の姿や親子連れや祖父母と孫が遊具で遊ぶ姿が見られました。下の宮公園では、野球をしている児童と大人の方がいたり、ゲーム機で遊んでいる児童がいたりしました。大人はご近所の方で、地域の子どもの温かく見守る姿を感じることができました。



《3月の補導を終わって 専門補導委員》

「春はあけぼの・・・」～清少納言は枕草子でそう語りました。たしかに明けゆく春の空には心惹かれますが、春は・・・。ここはやはり桜といきたい。今年の桜は、例年になく早い開花を迎えました。佐久市内にも数多くのお花見スポットが存在します。先月下旬に街頭補導で訪れた浅科地区の五郎兵衛記念館では、館長さんが「関所破りの桜」の開花に気をもんでおられました。日本人は、春の桜に特別な感情を持っているようです。

「問」・・・「桜はどうしてこれほど日本人に愛されているの？」

「答」・・・「桜が日本人に愛される理由は、その美しさや儂さ、そして季節感にあります。桜の花が咲く春は、日本の冬が終わり、新しい季節が始まることを告げる象徴的な時期です。この季節は、多くの人々が新しいスタートを切ることができるという期待や、春の爽やかな気持ちを感じられるという期待があります。また、桜の花びらが散る様子は、非常に美しく、儂く、瞬間的な美しさを表しています。この桜の美しさと儂さは、日本人の美意識に深く根付いており、芸術や文学など様々な分野に影響を与えてきました。さらに、桜は日本の伝統的な行事の一つである花見の象徴としても知られており、多くの人々が家族や友人と一緒に桜を楽しむために公園や神社を訪れます。このように、桜は日本の文化に深く根付いた存在であり、多くの人々に愛される理由があります。」

上記の「問」とその「答」は、最近話題のA I（人工知能）ツールChatGPTを使って作成しました。「なるほど」と感心させられる回答ではありませんか・・・。瞬く間にこうした文章を作成してくれるツールの登場に、驚きとともに空恐ろしさすら覚えます。詩や小説まで書いてくれるというChatGPTですが、「春はあけぼの やうやう白くなりゆく山ぎは少し明りて紫だちたる雲の細くたなびきたる」 清少納言の繊細な春の情緒を、このA Iはどれだけ理解してくれているのでしょうか。

令和4年度の補導活動が終了しました。この間、街頭補導活動・環境浄化活動・啓発活動等に関わっていただいた補導委員の皆様には心より感謝申し上げます。

コロナ禍の厳しい状況ではありましたが、皆様のご協力により、青少年健全育成の目標達成に大きく近づいたと確信しております。

皆様のご健康とご活躍をお祈り申し上げ、お礼の挨拶とします。